

「平成二十年（二〇〇八年）岩手・宮城内陸地震」の被害状況並びにその対応について

平成二十年六月十七日（火）衆・災害対策特別委員会
内閣府特命担当大臣（防災） 発言要旨

「平成二十年岩手・宮城内陸地震」の被害状況及びその対応につきましてご報告いたします。

まず、この災害により、不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

六月十四日午前八時四十三分頃、岩手県内陸南部を震源とする、マグニチ

ユード七・二の地震が発生しました。この地震により、岩手県奥州市と宮城県栗原市において震度六強が観測されました。

この地震による被害は、今朝の時点で、死者十名、行方不明者十二名、負傷者二百六十六名などとなっております。

ライフラインにつきましては、電力では最大で約二万九千戸の停電が発生しましたが、現在はほぼ復旧しております。水道では約五千戸の供給停止が発生し、現在も約三千五百戸の断水が続いております。

このほか、土砂災害による道路の寸断や河道の閉塞などの被害に加え、現在も余震が断続的に続いていることから、二次災害の危険もあります。

また、道路の寸断のため現在も避難所での生活を余儀なくされている方がおります。

政府の対応ですが、地震発生後直ちに、緊急参集チームが官邸の危機管理

センターに参集し、情報収集等に当たるとともに、総理の指示のもと、政府一体となって被災者の救出・救助活動を始めとする災害応急対策活動に取り組んできたところです。

私自身も政府調査団の団長として、直ちに現地に入り、被災状況の調査等を行い、山間部に被害が集中している様子などを直接確かめてまいりました。

現地では、発災以来、警察広域緊急援助隊や緊急消防援助隊、海上保安庁等が被災者の救助活動等に当たっているほか、岩手県知事及び宮城県知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊が救助活動や給水支援、道路啓開等の活動を行っております。

また、昨日、関係閣僚会合を開催し、総理から政府の対応方針について重ねて指示をいただき、今後の対応について関係閣僚間で確認したところです。

さらに、発災当日より関係省庁連絡会議を開催し、関係省庁間で情報の

共有や対応状況の確認を行うとともに、宮城県の栗原市に政府現地連絡対策室を設置し、また、岩手県に情報連絡要員を派遣するなど、被災地の情報収集や被災地地方公共団体の要望把握などに努めております。

なお、この地震による被害につきましては、災害救助法が岩手県一関市、宮城県栗原市など七市町において適用されております。

現地では、現在もなお余震が続いておりますが、政府といたしましては、引き続き、被災された方々が一日も早く安心して生活ができるよう、被災者への支援や被災地の速やかな復旧・復興に向けて、一体となって全力を挙げて対応してまいりる所存であります。

以上です。よろしくお願いいたします。